

## 緊急報告！！ 介護支援専門員の皆さまへ

緊急事態宣言中は、自身の身を守る行動・利用者様の身を守る行動・地域を守る行動等、大変な状況となりました。私たちの収入は、利用者様が当月に居宅サービス利用されると、ケアプラン料が介護給付費として支払われます。

利用者様・地域を守るために、例えばデイサービスを緊急事態宣言中は休むという利用者様の希望に対して調整をし、介護保険のサービス利用がなくなると我々の介護給付費は支払われない状況でも、いつも以上に頻りに連絡をとり、状態変化がないか確認しているケアマネジャー・自身が社会資源の1つとして緊急訪問しているケアマネジャー・支給されたマスクを利用者様へ配布しているケアマネジャーを知っています。

そのような状況において、日本介護支援専門員協会では、地域の状況や現場の意見を伝える事で、【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて第11報】の問5において、

※別紙1

【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて第11報】・・・リンク

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

(答)

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

回答を得ましたので、皆さまへお知らせします。

大阪介護支援専門員協会堺ブロック 運営委員